

議案第1号

委員長及び副委員長の選任について

提案理由

委員改選後の新委員の中から委員長及び副委員長の選任を行う必要があります。
については、鳥取県社会福祉・保健サービス評価推進委員会運営要綱第5条第1項の規定に基づき、委員長及び副委員長の選任を求めます。

鳥取県社会福祉・保健サービス評価推進委員会運営要綱（抜粋）

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。